

野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスを確認（今シーズン初）！！

11月28日、愛媛県西条市で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルス(H7N7)が確認されました。今シーズン、国内では初めての事例です。

この検査は、野鳥の感染状況を早期に把握するために、環境省が毎年、秋冬に飛来するガンカモ類の糞便を採取して実施しています。

渡り鳥が飛来している中、本病のウイルスの家きんへの感染リスクが高まっています。

家きんを飼われている皆様には、野鳥の侵入防止、鶏舎及び衛生管理区域内の消毒など飼養衛生管理基準に基づく発生予防対策をお願いします。

※低病原性鳥インフルエンザ【法定伝染病】とは・・・

H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス(高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く)の感染による家きん(鶏、あひる、うじら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)の疾病で、伝播力は強いもののほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れることがあります。

高病原性鳥インフルエンザと同様に、感染家きんのと殺や移動制限等の防疫措置が行われます。

(農研機構動物衛生研究部門資料を編集)

◆近年の野鳥糞便陽性事例（環境省HPから）

確認時期	確認県	血清型
平成31年3月	佐賀県	H7N7
平成30年11月	愛知県	H7N9
平成30年3月	岡山県	H5N3
平成30年1月	福井県	H7N7
平成30年1月	熊本県	H7N7
平成29年12月	鳥取県	H7N7
平成29年10月	愛媛県	H5N3
平成29年10月	秋田県	H5N3



鶏、あひるなど家きん飼養者の皆様におかれましては、正確な情報の把握と本病の予防対策並びに早期発見・早期通報をよろしくお願いします。